

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和27年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和27年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和27年10月31日から同年11月1日まで

昭和27年2月に高校を卒業した後、A社にC職種の研修生として採用され、同年4月から正社員となったが、国（厚生労働省）の記録では、同社に係る厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日とされているので、記録を訂正してほしい。

また、昭和27年11月1日付けでA社の関連会社であるD社に異動した際、継続して勤務していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、同年10月31日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「昭和27年11月1日付けでA社の関連会社であるD社に異動した際、継続して勤務していた。」と証言していること及びA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、D社において資格取得している複数の同僚には、被保険者期間の欠落が見られないことから判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和27年11月1日に、A社からD社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年9月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が残っておらず、確認することができないため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 27 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年 10 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する同僚の一人は、申立人のことを覚えているものの、入社時期は不明であるとの供述しか得られず、この者以外で申立人が記憶する同僚は、既に死亡、又は該当者を特定することができない。

また、申立期間①においてA社に勤務していた同僚のうち、所在が確認できた者に照会したところ、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間①における勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、昭和 26 年 11 月 1 日付けでA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、同社では入社後 3 か月間の試用期間があり、試用期間においては、厚生年金保険の記録が無い旨供述していることから、申立期間①当時、事業主は、入社と同時に全ての社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 27 年 6 月 1 日付けで同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の「最初の資格取得年月日」欄には、「昭和 27 年 6 月 1 日」と記載されていることが確認できる。

また、B社は、申立期間①当時の人事記録、賃金台帳等勤務状況を確認できる資料を保管しておらず、申立期間①における保険料控除については不明であると供述している上、申立人も給与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1227 (事案 937 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

学校卒業後の昭和 44 年 5 月 1 日に A 社 (現在は、B 社) の関連会社である C 事業所に D 職種として入社し、結婚する直前の 49 年 9 月まで継続して勤務した。社会保険事務所 (当時) の記録では A 社での厚生年金保険の資格喪失日が同年 4 月 30 日までとなっているので第三者委員会に記録訂正を求め申し立てたが、平成 21 年 12 月に記録の訂正はできない旨の通知を受けた。

今回、自ら事業所へ照会したところ、退職日が昭和 49 年 9 月 30 日であったことをうかがわせる回答を得たので再調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社が、申立人の A 社における厚生年金保険加入期間は、昭和 49 年 4 月 30 日までである旨回答しており、社会保険事務所の記録と一致していること、ii) 申立人が記憶する同僚 3 人のうち、2 人については A 社での厚生年金保険被保険者記録は無く、残り 1 人の同僚についても、申立人が記憶している勤務期間とは異なる期間に被保険者記録が確認できる上、「現在も B 社に勤務しているが、1 日の勤務時間が短いので厚生年金保険には加入していない。」と供述していること、iii) 申立人及び前述の供述を得られた同僚は、「当時、A 社に従業員は 200 人程度在籍していた。」と供述しているが、申立人の A 社での厚生年金保険被保険者期間及び申立期間中の同社の被保険者数は 60 人から 70 人程度で推移しており、同社は、全ての従業員について厚生年金保険への加入手続を行っていたわけではないと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 12 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自ら事業所へ照会したところ、退職日が昭和49年9月30日であったことをうかがわせる回答を得たので、再調査してほしい旨申し立てている。

しかしながら、B社が保管するA社に係る「社会保険取得、喪失者名簿」において、申立人の資格喪失日は昭和49年4月30日と記載されており、年金事務所の記録と一致しているところ、B社は、申立期間も含めた厚生年金保険被保険者の適用について、専任D職種及び非常勤D職種の区別なく、従業員の勤務形態から、厚生年金保険の適用条件に該当しなくなった者については、勤務継続中の場合であっても被保険者資格の喪失手続を行った経緯がある旨、及び厚生年金保険被保険者の資格を喪失した者の給与から厚生年金保険料の控除を行うことは経理上あり得ない旨回答している。

また、B社が保管する「'74事業所案内 C事業所」によると、申立人はE課の専任D職種として記載されていることが確認できるものの、E課のD職種141人及び専任D職種75人の合計216人のうち、昭和48年から49年までの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は申立人を含めて5人である上、申立人から提出された「'75事業所案内 C事業所（表紙及び1頁のみ）」に記載されているD職種等89人のうち49年から50年までの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は6人であることから、申立事業所では、従業員の勤務形態に応じて厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社を退職するまで勤務形態の変更は無かった旨供述しているが、B社は、これを確認できる資料を保管していない上、申立人も申立期間に係る勤務実態を確認できる資料を所持していないため、申立期間に係る申立人の勤務実態を確認することができない。

これらのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

昭和 40 年 11 月 1 日から A 社（現在は、B 社）に勤務したが、国（厚生労働省）の記録では 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得となっている。同年 3 月に入社した後輩は同年 6 月 1 日から厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の記録が同年 11 月 1 日に資格取得となっていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社における後輩の供述から、申立人の同社における入社日の特定はできないものの、申立人が同社において、昭和 41 年 11 月 1 日以前から勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶する同僚は、「A 社では、見習期間があり、見習期間については、会社から事前に話があり、その期間は人によって違っていたかもしれない。見習期間中には厚生年金保険料の控除が無く本採用になってから保険料が控除されていた。」と供述している。

また、申立人が記憶する別の同僚二人の同社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、それぞれ勤務を開始したとする時期と相違していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人及び上記の同僚の A 社における雇用保険の取得日は、厚生年金保険の取得日と一致している。

加えて、国民年金被保険者名簿及び同台帳によると、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

その上、A社の当時の事業主は既に死亡しており、同社と合併したB社は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について、確認できる当時の資料を保管しておらず、当時のことが分かる者もないため、不明であると回答している上、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 1 日から 62 年 3 月 14 日まで

A社に勤務した昭和47年4月1日から60年4月1日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与額よりも低くなっていると思われるので、訂正してほしい。

また、定年延長で昭和60年4月1日から62年4月1日まで勤務し、その後、嘱託職員として平成7年3月31日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者期間が60年4月1日までとなっていることにも納得できない。65歳到達時までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当該期間に係る標準報酬月額が実際の給与額よりも低い記録となっていると主張している。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額に係る記録は、オンライン記録と一致している上、申立人の記録が遡及して訂正されている形跡は見受けられない。

また、申立人と同じ頃にA社において厚生年金保険の資格を取得した同僚13人と申立人の標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額が同僚の標準報酬月額と比較して、大きく低額となっているという事情は見当たらない。

さらに、A社は、申立期間①に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人

の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない上、申立人も申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料を所持しておらず、保険料の控除額に関する申立人の具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社が保管している「昭和62年度Bリスト」によると、申立人は昭和54年3月に57歳定年を迎え、57年3月まで1回目の定年延長をし、さらに60年3月まで2回目の定年延長をし、定年延長満了後の同年4月から62年4月まで嘱託職員として同社に勤務したことが確認できる。

しかしながら、A社が保管している「Cリスト」によると、申立人の資格喪失欄に昭和60年4月1日と記載があることが確認でき、これは申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と一致している。

また、A社は、「申立期間②当時、嘱託職員として契約社員になった時点で、厚生年金保険も健康保険も資格を喪失することになっていたと思われる。契約書を交わす際には、それについて会社が本人に説明し、合意を得ているはずだ。」と回答している。

さらに、申立人と同じ職種で、「Bリスト」により嘱託職員へ移行したことが確認できる同僚3人の「Cリスト」に記載された「資格喪失日」は、それぞれの同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

加えて、A社は、申立期間②当時の賃金台帳等を保管していない上、申立人も申立期間②の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。